南会津地域再生可能エネルギー推進協議会規約（案）

（名 称）

第１条　本会は、「南会津地域再生可能エネルギー推進協議会」と称する。

（目 的）

第２条　本会は、南会津地方に大きな可能性を有する再生可能エネルギーの普及を進めることにより、地産地消のエネルギーの実現を図り、以て雇用の促進や産業の振興、災害に強い地域づくりを進めることを目的とする。

（業 務）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

一　南会津地方の再生可能エネルギーを普及、事業化を進める会員への助言などを行い円滑な事業化を補佐する。

二　再生可能エネルギーに関する全国的な動向や支援措置の最新の状況などを会員に提供する。

三　その他本会の目的を達成するために必要な業務

（会　員）

第４条　会員は第２条の目的に賛同するものとする。

（入退会）

第５条　本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

２　会長は、入会を拒む正当な理由があると認める場合を除き、速やかに入会を承認しなければならない。

３ 本会を退会しようとする者は、別に定める退会届出書を会長に提出するものとする。

（役 員）

第６条 本会に、役員として会長１名、副会長２名、理事１名を置く。

２　役員は、総会で選出する。

３　役員の任期は１年間とする。ただし再任を妨げない。

４　会長は、本会を代表し、本会の運営に当たる。

５　副会長は、会長を補佐し、本会の運営に当たる。

６　理事は、事務局業務を統括する。

７　会長は、必要に応じて総会を招集することができる。

（総 会）

第７条　総会は、年１回開催されるほか、必要に応じて会長が招集する。

２　総会は、推進協議会の運営方法、検討事項等について意思決定を行う。

３　会長は、会議の議長となる。

４　議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会等）

第８条　本会には、必要に応じ、再生可能エネルギーの種類に応じた構成員の一部により

組織された部会を設置できるものとする。

２　本会の構成員は、部会等の設置を提案できる。

３　新たな部会の設置、組織及び名称は、前項の提案にもとづいて総会で決定する。

４　部会には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

５　部会に、部会長1名を置き、会長が指名する。

（幹事会）

第９条　本会の活動に向けた準備、検討等を行うため、幹事会を設置する。

２　幹事会は役員並びに第８条で設置された各部会長をもって組織する。

（事務局）

第１０条　本会の事務局は、福島県南会津地方振興局内に置く。

２　事務局は本会の庶務を処理する。

（雑 則）

第１１条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規約は、平成２５年２月８日より施行する。

附　則

この規約は、平成２５年５月２９日より施行する。

附　則

この規約は、平成２６年５月３０日より施行する。

附　則

この規約は、平成２９年６月８日より施行する。